

(2) 通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
<p>北部農と緑の総合事務所</p>	<p>他に経済的かつ合理的な経路があるにもかかわらず、所要時間を十分検証せず、認定し、通勤手当が過大に支給されているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 522 1418 695"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年4月～平成27年3月</td> <td>188,900円</td> <td>175,060円</td> <td>13,840円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額	平成26年4月～平成27年3月	188,900円	175,060円	13,840円	<p>【是正を求めるもの】 速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>当該職員は平成27年2月16日に転居し、18日に変更届が提出されたため、通勤経路について経済的かつ合理的な経路で、同月19日に変更認定を行った。</p> <p>今後、通勤手当の認定に当たっては、経済的かつ合理的と認められるかどうかについて、申請経路以外の経路における所要時間とも慎重に比較するなどの調査を行い、適正に認定事務を行っていく。</p>
支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額								
平成26年4月～平成27年3月	188,900円	175,060円	13,840円								
<p>東部流域下水道事務所</p>	<p>他に経済的かつ合理的な経路があるにもかかわらず、勤務公署の最寄駅を誤って認定し、通勤手当が過大に支給されているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 1234 1406 1407"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月～平成26年3月</td> <td>471,980円</td> <td>390,320円</td> <td>81,660円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額	平成25年4月～平成26年3月	471,980円	390,320円	81,660円	<p>【是正を求めるもの】 速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>平成27年2月、総務サービス課と当該認定に関する協議を行った結果、給与の訂正基準に基づき、将来に向けての訂正となった。</p> <p>また、平成27年1月、所属職員全員の通勤経路について、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額で認定しているか確認したところ適正であった。</p> <p>今後、通勤手当の認定に当たっては、複数の通勤経路が存在しないか地図や路線図等を用いて適切に確認するとともに、複数人（担当者、決裁者）でのチェックを徹底し、判断が困難な場合は、その都度、制度所管課に相談及び調整しながら、適正な認定を行う。</p>
支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額								
平成25年4月～平成26年3月	471,980円	390,320円	81,660円								

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
大正高等学校	<p>進行方向にある駅（自宅から約880m）を利用した方が経済的かつ合理的と認められるにもかかわらず、進行方向と逆方向にある駅（自宅から約820m）を最寄駅として申請し、同経路で認定され、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="468 552 1475 709"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年4月～平成27年3月</td> <td>152,500円</td> <td>143,320円</td> <td>9,180円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額	平成26年4月～平成27年3月	152,500円	143,320円	9,180円	<p>【是正をもとめるもの】 速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>監査の結果を受け、平成27年1月22日付けで通勤経路の認定を職権により変更し、戻入処理を行った。 今後通勤認定に当たっては、確認を徹底し、関係条例、規則の規定に基づき適正な事務処理に努める。</p>
支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額								
平成26年4月～平成27年3月	152,500円	143,320円	9,180円								
泉尾高等学校	<p>自転車等の使用距離が自宅から最寄駅まで1.2km、最寄駅から勤務公署まで1.3kmと届け出て、交通機関と交通用具の併用で通勤認定されていた経路を再度確認したところ、自宅から最寄駅までの距離が1km未満（約920m）であったため、交通用具（自転車）の使用距離区分の応じた1箇月あたりの額（2,000円）が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="596 1157 1344 1314"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年4月～平成27年3月</td> <td>73,760円</td> <td>49,760円</td> <td>24,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額	平成26年4月～平成27年3月	73,760円	49,760円	24,000円	<p>【是正を求めるもの】 速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>監査の結果を受け、過払い分については平成26年12月給与で相殺した。今後、担当者及び決裁者において地図等による確認を徹底し、経路及び距離を精査するとともに、認定処理の都度、関係規則の確認を行い、適正な事務処理に努める。</p>
支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額								
平成26年4月～平成27年3月	73,760円	49,760円	24,000円								

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容															
泉尾高等学校	<p>職員Aに対して平成25年4月に6箇月分を支給した通勤手当及び職員Bに対して平成25年10月に6箇月分を支給した通勤手当について、特別休暇（職員A：平成25年8月13日から平成26年3月31日、職員B：平成25年10月13日から平成26年3月31日）に伴い、通勤手当の精算事務（戻入）が必要であったが、これを行わず、通勤手当（職員A：平成25年9月分、職員B：平成25年11月分から平成26年3月分）が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="537 659 1608 898"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成25年4月～同年9月</td> <td>66,590円</td> <td>60,110円</td> <td>6,480円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成25年10月～平成26年3月</td> <td>82,248円</td> <td>13,708円</td> <td>68,540円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、職員Aは平成25年10月から平成26年3月までの通勤手当は支給されていない。</p>	職員	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額	A	平成25年4月～同年9月	66,590円	60,110円	6,480円	B	平成25年10月～平成26年3月	82,248円	13,708円	68,540円	<p>【是正を求めるもの】 職員の通勤手当に関する規則第20条の規定に違反している。 速やかに過払いになっている通勤手当の戻入措置を講じるとともに、通勤手当の戻入処理のルールについて、理解を深め、通勤手当の認定等処理を行う際は、必ずマニュアルや関係規則等を確認し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。</p>	<p>職員Aについては、平成26年11月11日に給与等過誤払の返納金調定を行い、同月12日に本人の納入を確認した。 職員Bについては、平成26年11月12日に給与等過誤払金の返納金調定を行い、同月20日に本人の納入の確認を行った。 今後、通勤手当の支給誤りのないよう、担当者及び決裁者において認定等処理の都度、関係規則等を確認し、適正な事務処理に努める。</p>
職員	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額														
A	平成25年4月～同年9月	66,590円	60,110円	6,480円														
B	平成25年10月～平成26年3月	82,248円	13,708円	68,540円														

		<p>第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】</p> <p>第4条関係</p> <p>1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p>	
--	--	--	--

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容										
日根野高等学校	<p>職員Aに対して平成25年4月に6箇月分を支給した通勤手当について、休職（平成25年9月1日から平成26年3月31日まで）に伴い、通勤手当の精算事務（戻入）が必要であったが、これを行わず、通勤手当（平成25年9月分）が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 594 1469 758"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成25年4月 ～同年9月</td> <td>135,610円</td> <td>127,760円</td> <td>7,850円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、平成25年10月から平成26年3月までの通勤手当は支給されていない。</p>	職員	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額	A	平成25年4月 ～同年9月	135,610円	127,760円	7,850円	<p>【是正を求めるもの】 職員の通勤手当に関する規則第20条の規定に違反している。速やかに過払いになっている通勤手当の戻入措置を講じるとともに、通勤手当の戻入処理のルールについて、理解を深め、通勤手当の認定等処理を行う際は、必ずマニュアルや関係規則等を確認し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難しい場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p>	<p>過払いとなっている通勤手当については、戻入措置を行い、平成26年10月31日に納付を確認した。</p> <p>今後は、通勤手当の担当者には、休職があった場合には、手続を整理した事務処理用メモを作成し、手続を行うよう指示を行うとともに、再度、担当者を含めた事務職員に通勤手当に関する規則等を周知し、再発の防止に努める。</p>
職員	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額									
A	平成25年4月 ～同年9月	135,610円	127,760円	7,850円									